岬町立子育て支援センター等移転に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

令和８年１０月２日

岬町長　田代　堯

岬町条例第１０号

岬町立子育て支援センター等移転に伴う関係条例の整備に関する条例

（岬町立子育て支援センター条例の一部改正）

第１条　岬町立子育て支援センター条例（平成２７年岬町条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（名称及び位置）<br>第２条　センターの名称及び位置は次のとおりとする。<br><table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>岬町立子育て支援センター</td><td>岬町深日 2026 番地</td></tr></table>（事業）<br>第３条　センターは、次に掲げる事業を行う。<br>⑴～⑸　（略）<br>⑹　食育及び保育所等の給食調理に関すること。<br>⑺　前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業</td><td>（名称及び位置）<br>第２条　センターの名称及び位置は次のとおりとする。<br><table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>岬町立子育て支援センター</td><td>岬町多奈川谷川 1905 番地の 24</td></tr></table>（事業）<br>第３条　センターは、次に掲げる事業を行う。<br>⑴～⑸　（略）<br>（削る）<br>⑹　前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業</td></tr>
</table>

（岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部改正）

第２条　岬町立簡易心身障害児通園施設条例（平成５年岬町条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| （名称）<br>第３条　通園施設の名称及び位置は、次のとおりとする。<br>名称　こぐま園<br>位置　岬町深日 2026 番地 | （名称）<br>第３条　通園施設の名称及び位置は、次のとおりとする。<br>名称　こぐま園<br>位置　岬町多奈川谷川 1905 番地の 24 |

附　則

この条例中第１条の規定は令和９年１月１３日から、第２条の規定は同月６日から施行する。